

富岡市分別収集計画

平成22年7月

富岡市清掃センター

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物の循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、取り組んでいくことが重要である。

本市においては、分別収集及びリサイクルを主としたごみ処理を進めているところである。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成が図れるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下のように示す。

- (1) 地球環境の保全と限りある資源の有効利用を図る。
- (2) 全ての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	4,951 t	4,936 t	4,922 t	4,910 t	4,900 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。また、廃棄物減量等推進審議会においてごみの減量等に関する事項を審議するとともに、廃棄物減量等推進員によるごみ減量化を推進する。

（1）教育、啓発活動の充実

環境教育の一環として、小学校高学年に小冊子を配布するとともに、施設見学を通して、ごみ処理問題について学習してもらう。


また、市民、事業者に対して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意識及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組むとともに、ごみ処理に要する経費、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

（2）集団回収の促進及び再生品等の購入の拡大

集団回収の促進と組織の強化を図るとともに、リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用の促進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を同表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">  </div> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他ガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック（牛乳パック）
主としてダンボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	68 t		68 t		67 t		67 t		66 t	
主としてアルミ製の容器	70 t		70 t		69 t		69 t		68 t	
無色のガラス製容器	(合計) 91 t		(合計) 91 t		(合計) 90 t		(合計) 90 t		(合計) 89 t	
	引渡し量 91t	独自処理量 t	引渡し量 91t	独自処理量 t	引渡し量 90t	独自処理量 t	引渡し量 90t	独自処理量 t	引渡し量 89t	独自処理量 t
茶色のガラス製容器	(合計) 148 t		(合計) 147 t		(合計) 146 t		(合計) 145 t		(合計) 144 t	
	引渡し量 148t	独自処理量 t	引渡し量 147t	独自処理量 t	引渡し量 146t	独自処理量 t	引渡し量 145t	独自処理量 t	引渡し量 144t	独自処理量 t
その他のガラス製容器	(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 33 t		(合計) 32 t		(合計) 32 t	
	引渡し量 33t	独自処理量 t	引渡し量 33t	独自処理量 t	引渡し量 33t	独自処理量 t	引渡し量 32t	独自処理量 t	引渡し量 32t	独自処理量 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	15 t		15 t		15 t		15 t		15 t	
主として段ボール製の容器	596 t		592 t		588 t		583 t		579 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又ははしようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 178 t		(合計) 176 t		(合計) 175 t		(合計) 174 t		(合計) 173 t	
	引渡し量 178t	独自処理量 t	引渡し量 176t	独自処理量 t	引渡し量 175t	独自処理量 t	引渡し量 174t	独自処理量 t	引渡し量 173t	独自処理量 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 252 t		(合計) 251 t		(合計) 249 t		(合計) 247 t		(合計) 245 t	
	引渡し量 252t	独自処理量 t	引渡し量 251t	独自処理量 t	引渡し量 249t	独自処理量 t	引渡し量 247t	独自処理量 t	引渡し量 245t	独自処理量 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t	引渡し量 t	独自処理量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
52,861 人 (対前年度比) 99.28%	52,478 人 (対前年度比) 99.28%	52,095 人 (対前年度比) 99.27%	51,712 人 (対前年度比) 99.26%	51,328 人 (対前年度比) 99.26%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
缶	アルミ	飲料缶	市による定期回収 集 団 回 収	市 民間業者
	スチール			
紙	紙パック	紙パック 紙類	市による定期回収 集 団 回 収	市 民間業者
	段ボール			
びん	無色びん	びん類	市による定期回収	市
	茶色びん			
	その他びん			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
	その他のプラスチック	その他のプラスチック	市による定期回収	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管等は、資源化センターで行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収 集 容 器（袋）	収 集 車	中 間 処 理
アルミ	飲料缶	透明・ 半透明	パッカー車	ストックヤード
スチール				
無色びん	びん類	透明・ 半透明	平ボデー車	ストックヤード
茶色びん				
その他びん				
紙パック	紙パック 紙類	しぼる	パッカー車 平ボデー車	ストックヤード
段ボール				
ペットボトル	ペットボトル	透明・ 半透明	パッカー車	ストックヤード
その他のプラスチック	プラスチック	透明・ 半透明	パッカー車	ストックヤード

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

(1) 富岡市廃棄物減量推進審議会の設置

ア 組織（委員15人以内、任期2年）

学識経験のある者

住民の代表者

事業者の代表者

廃棄物処理者の代表者

市議会の議員

イ 役割 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議

(2) 富岡市廃棄物減量推進員の設置

ア 組織（各行政区1人選出 82人、任期2年）

イ 役割 一般廃棄物減量の推進及び分別排出の指導

(3) 集団回収の促進

ア 市民団体等による集団回収を促進するため補助金の交付

(4) 事後評価

ア 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録

イ 3年後の計画策定時に、記録を基に事後評価を実施